

議案第 64 号

令和 3 年度守口市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 3 年度守口市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 3 年度守口市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の主要な建設改良事業を次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
ポンプ場整備事業	3 9 5, 7 7 4 千円	5 7 千円	3 9 5, 8 3 1 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 3 3 4, 0 1 3 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 0 0, 1 5 0 千円、過年度分損益勘定留保資金 9 3 4, 2 2 6 千円、減債積立金 2 9 9, 6 3 7 千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 3 3 4, 0 7 0 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 0 0, 1 5 0 千円、過年度分損益勘定留保資金 8 3 3, 9 2 0 千円、減債積立金 4 0 0, 0 0 0 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	3, 2 9 6, 4 3 2 千円	5 7 千円	3, 2 9 6, 4 8 9 千円
第 1 項 建設改良費	1, 6 6 0, 7 1 3 千円	5 7 千円	1, 6 6 0, 7 7 0 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	434,848千円	57千円	434,905千円

令和3年12月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹